

財政的援助団体等の監査結果報告に基づいて講じた措置の公表

一般財団法人石川県県民ふれあい公社より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成28年1月12日

石川県監査委員 宮 下 正 博
同 谷 内 律 夫
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

(別 紙)

石県ふ公第165号
平成27年12月9日

石 川 県 監 査 委 員 様

一般財団法人 石川県県民ふれあい公社
理事長 北 村 修

平成27年11月30日付け石監査第493号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
<p>直営施設の管理が十分でなかったことにより、人身事故が発生しています。</p> <p>施設の管理に際しては、安全管理に万全を期するよう十分注意してください。</p>	一般財団法人 石川県県民ふれあい公社	<p>指摘のあった施設の管理につきまして、ハード面において、専門家による施設点検を実施し、必要な改修等の措置を講じるとともに、安全設備の充実を図りました。</p> <p>また、ソフト面では、指揮系統の見直しにより、責任体制を明確にするとともに、作業手順を明文化した安全管理作業マニュアルを策定し、従業員教育の徹底を図りました。</p> <p>そのほか、公社の全ての施設において、安全衛生委員会（会議）を設置、毎月開催し、安全管理の徹底を図っております。</p> <p>今後とも安全管理に万全を期してまいります。</p>